

第三者評価結果

事業所名：大和市立緑野保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は、大和市公立保育所保育理念である「子どもの心とからだ（生きる力）の基礎を育む」を念頭に、保育方針、園の保育目標に基づいて、各年齢の子どもの発達に応じた養護と教育について目標を立てています。また、子どもの健康支援、食育、環境・衛生・安全管理、災害への備え、地域子育て支援、研修計画、小学校との連携、特色ある保育、特別支援保育等、多くの視点を網羅して作成しています。また作成背景には人権擁護のためのセルフチェックリストを行いながら法律や指針の内容理解を深めた上での反映に努めています。期・年度末に園全体で振り返りを行い、次年度の作成へ活かすようにしています。職員全員が参画し語り合う風土を大切にしています。「保育理念・保育目標の見直し」を進める中で、子ども主体とする保育に取り組むためには、子どもの人権尊重が重要であることを確認し、今後、全体的な計画に落とし込むために調整を進めています。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> 換気・採光に配慮し室温・湿度計にて計測、子どもが心地よく安全に過ごし、活動しやすい快適な環境を作っています。建物の老朽化は否めませんが、「園マニュアル」「清掃マニュアル」を整備し衛生管理に努めています。清掃は毎日掃除機をかけ水拭きをし、乳児室は更に次亜塩素酸ナトリウムを希釈して床清掃を行っています。また環境構成において「環境チーム」がクラス環境の提案をしたり、クラスから改善点を吸い上げ園内の環境循環をサポートしています。ほっとしたり安心して過ごす事が出来る、少人数でじっくり遊んだり出来るようにパーティションや家具等で、空間を区切り工夫を行っています。食事スペースの環境については個人差を尊重し、安心して食べられる設定と配慮をしています。睡眠においても、静かな空間で個々に合わせた休息を取る事が出来るように努めています。トイレは、乳児、幼児それぞれの発達に合わせた動線にし、子どもが利用しやすいサイズや空間にも配慮をしています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 入園前の個別面談や提出書類の他、入園後も面談を行い家庭の背景を捉えながら保護者の意向も踏まえ個々のペースで生活出来るように配慮しています。肯定的な言葉かけを意識し子どもを待つことを大切にしながら、子どもが納得して行動出来る関わりに配慮しています。また長時間を過ごす為、甘えたい気持ちも十分に受け入れ、受け止めてもらう安心感を得られるようにしています。毎月のクラス会議、乳幼児会議、ケース検討の実施、個人の状況確認、情報交換をする事により状況に合わせた個別配慮を行っています。子どものつぶやきや思いを反映し、エピソードをドキュメンテーションとして残しています。人権擁護のためのセルフチェックリストを活用しながら、小さな年齢でも人権尊重を意識し丁寧な関わりをするように努めています。保育士も環境の一つである事を意識し、声の大きさやトーン等に配慮し、子ども一人ひとりにあった声のかけ方をするように努めています。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 基本的な生活習慣の習得には、着脱スペースを作る等、落ち着いて取り組む事が出来る様な環境作りをしています。子どもが自分でやってみようとする姿を見せた時は、子どもの気持ちを大事にし、苦手な事ではなく得意な事や出来そうな事を認めながら、スモールステップで取り組む事が出来るように配慮しています。急かす事の無いように時間にゆとりを持ち、待つことを大切にしています。乳児クラスでは、連絡帳をもとに生活のリズムを把握し、全クラスで朝の視診を行い健康状態を把握しています。また日中は十分に体を動かし必要な休息を取ることが出来るように配慮をしています。体力的な個人差においては、個々に合わせて時差をつけて早めに入眠する等の配慮を行っています。幼児クラスでは、絵本や図鑑等を活用し、一緒に具体的な生活の仕方を考えたり、自らが生活に必要な事柄に気付く行動できるようにしています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 自由に玩具を取り出せるコーナー作りをし、じっくりと遊び込む事が出来る配慮、子ども達のやりたい事が実現出来る教材を揃えています。2歳以上は自分の意思で他クラスに行き来出来る環境を整えています。日常の散歩をはじめ夏野菜の栽培、昆虫等の飼育等自然の移り変わり、生物の観察、命の大切さを学ぶ機会を作っています。中高生の職業体験の実施、園庭開放を通し地域の子どもたちと触れ合い、近隣園の園児との交流行事による地域の方々との関わりも深めています。行事の内容を子どもたちの意見で決めたり、ごっこ遊びでは子どもたちの想像力と実行力を生かして遊びを展開しています。	
【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 保育室は、床、畳、マットのスペースがあり、廊下やベランダ等も含め体調や機嫌に合わせ、過ごす場所を変える事が出来ます。子どもと視線を合わせ、優しい声で穏やかにゆったりと関わるよう心がけ、愛着関係を築くようにしています。子どもの表情や仕草を観察し、思いを読み取りながら言葉で代弁する等して応答的に関わっています。生活リズムを一定にすることで、子ども自身が流れがわかり、安心して意欲的に生活出来るようにしています。個人指導計画を作成し、身体をダイナミックに使う遊び、手先を使う遊び、感触遊び等が十分に経験できるようにしています。連絡帳で生活の様子を伝えとともに、送迎時の保護者とのコミュニケーションを大切にしています。また、必要に応じて面談を行い発達状況や保護者の意向も確認し、年2回の懇談会やみどりのフェスタ・保育参加等の機会を通じて、子どもの姿を共有出来るような場を設けています。	
【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 一人ひとりの発達状況を捉える為に個人指導計画やアセスメントシートを作成し、興味や関心に合った活動に参加出来る配慮をしています。自主性を大切にし、必要な援助をしながら達成感に繋がる見守りをしています。自分の意思を表現する事が難しい年齢の為、経験から関わり方を知る事が出来るように、子どもの意思表示にタイミングを合わせながら、納得して次の行動に移る事が出来るように配慮しています。2～5歳児クラスは各部屋を行き来出来る為、異年齢やクラス担任以外の職員や調理員、用務員等と関わりを持ち、個々の育ちや学びに繋がっています。園庭開放や中高生の職場体験等の世代間交流を行い、色々な人との関わりを持つようにしています。連絡帳の他、送迎時の保護者との関わりを大切にし個人面談や保育参加・懇談会やみどりのフェスタ等で、子どもの育ちを共に考える事が出来る関係性を築いています。	
【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 3歳児は異年齢交流を重ねる中で、子どもだけで好きなクラスに行く事ができます。十分に遊び込む事が出来るように、パーティション等で空間を仕切る等、落ち着いた空間作りを確保しています。4、5歳児は子どもの興味や関心から遊びや活動が広がっていくように話し合いの場を設け、お互いに意思疎通をする中でやりたい事を実現出来るようにしています。子どもから挙がる提案や考えを尊重し、実践してみる事で実体験でしか学べない体験を大切にしています。日々の活動を写真等で伝えている他、期ごとにクラスだよりを発行し、保育園の取組に対する保護者の理解を得る事が出来るように努めています。大和市内の認可保育園と共同で、5歳児製作品の作品展を開催しています。園内ではクラス毎に玄関装飾を作る事で、各年齢の興味や関心を他の学年の保護者にも知ってもらう機会を作っています。	
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 環境整備として玄関にはスロープを整備しています。また事務所を開放し、子どもの気持ちが高ぶった時に安心して過ごす事が出来るように配慮しています。月案には個別配慮を要する児童の配慮事項を記載し、個人支援計画及び発達経過記録を作成しています。各会議、ケース検討で、職員全体で子どもの理解に努めています。連絡帳の他、送迎時に保護者との関わりを図り医療機関受診の様子を共有し、集団生活の様子や援助について伝えるようにしています。医療、療育機関とも連携し情報や、助言を得て理解に努めています。大学保育センターの研修や大和市ほいく課主催の講演会、オンライン研修等に参加し障害に対して理解するだけでなく、公立保育園で特別支援保育研究会を作り、民間保育園とも情報を共有しています。配慮が必要な子どもだけでなく、医療的ケア児を受け入れ、共に育ち合うことが出来る保育を行っていることを、入園説明会時に保護者にも伝えています。	

A－１－（２）－⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 在園児の園生活が家庭と連続性のあるものであるよう配慮しています。特に乳児は養護に視点を置き、子どもの思いを汲み取る中で主体的に遊ぶ事が出来る様にしています。乳児は、連絡帳や朝の受入れ時の保護者の伝達で、子どもの様子や健康状態を把握しています。朝夕の保育では0、1歳児、2歳児、3～5歳児に分かれ年齢に合わせた保育環境を整え、担任不在時間帯も安心して過ごす事が出来る様にしています。異年齢交流の機会では、クラスの垣根を越え園全体で子どもに関わる事が出来るようにしています。日々家庭からの連絡事項を確認し、給食時間や午睡時間の調整等必要に応じて個別に配慮しています。医療的ケア児は、特に家庭との連携を密にし職員間の情報共有を図りながら対応しています。	
A－１－（２）－⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ 小学校との連携においては、「全体的な計画」に、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を落とし込み、就学を見据えた保育を行っています。就学に向けて保育園でも生活リズム作りをする為、午睡を無くす配慮を行ったり、小学校見学の機会を設けイメージを持つようにし、小学校生活に向けた活動を体験出来るようにしています。保護者との個別面談では就学への見通しが持てるように配慮しています。懇談会では、就学に向けた不安が解消出来るよう、情報交換の場を設けています。幼保こ小連携連絡会に参加し、小学校の先生方との情報交換や連携を図り、丁寧に就学に繋がるように配慮しています。保育所保育要録は、担任のみでなく園長、副園長、多くの職員の視点も加えながら、円滑な就学に繋がるような記載に配慮しています。小学校への見学も再開をしました。	
A－１－（３） 健康管理 A－１－（３）－① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
＜コメント＞ 「緑野保育園マニュアル」「リスクマネジメント」に沿い健康状態の把握を行っています。体調不良時には、保護者に連絡・状況報告・お迎え依頼、翌日の預かり場面では家庭の様子を聞き取り、受け入れています。怪我の場合には、看護師による処置・受診の判断をし、状況によっては保護者に連絡・許可を得て受診します。またヒヤリハット記載・事故の再発防止に努めています。保健計画作成・ほけんだよりを発行、感染症含め健康管理について保護者に啓発しています。入園面接時には、児童票の情報に基づき既往歴やアレルギーの有無、健診や予防接種の状況を把握、新たな疾患は児童票に追記、配慮が必要な子どもの既往歴を一覧にまとめ、月１回身体計測、健康診断（内科・歯科）を年2回実施、結果を保護者にお知らせし、職員にも共有をしています。乳幼児突然死症候群のマニュアルを整備しポスター・チラシの掲示、体動センサー（0歳児使用）の説明・導入の理由を伝えています。	
A－１－（３）－② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 健診結果は健康診断票、歯科健診票に記録を残し、職員間で結果を共有しています。保護者にも結果や医師からのコメントを伝え、必要に応じて受診をお願いし、個別の状況や各家庭に合わせながら対応しています。また、保護者が子どもの健康に不安を抱えている場合には事前に聴き取り、看護師と連携し、健診時に医師に確認して保護者支援に繋がっています。月に１回身体計測を行い、成長曲線や肥満度の把握をし、職員間の連携を図り、日常生活の中で必要な配慮をしています。保健計画を作成し、健診結果を保育に活かしたり、計画に沿って日常生活の中で健康に過ごす為の方法を知る事が出来るようにしています。またほいく課の管理栄養士が集会にて手洗い・うがい、好き嫌いなくよく噛んで食べる、虫歯予防の大切さ等、絵本や紙芝居を活用し伝えています。ほけんニュースの記事やポスターを掲示し情報提供に努めています。	
A－１－（３）－③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに大和市にて作成している「食物アレルギー対応マニュアル」に沿って対応しています。食後エプロンや口拭き、着替え等の動線を短くし、速やかに片付け、管理を徹底しています。保育で食材を使用する際は、寒天や片栗粉等アレルギー物質ではない素材を用いる等、安心して活動出来る配慮をしています。保護者より医師の記載した「生活管理指導表」の提出を受け、保護者、園長、担任、調理員にて面談を行い除去食の確認を行っています。また医師の指示に基づき薬やエピペンを預かり、然るべき管理徹底を心掛けています。アレルギー食はトレーの色を変え、氏名やアレルギーの記載をし、他児と離れた席で提供をしています。アレルギー児全員の一覧表を作成し、緊急時、避難時に持ち出し出来るように準備しています。エピペン研修や誤食を想定した訓練を実施し知識や技術の習得に努めています。	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食事を楽しむ取組として、席の間隔をあける、個々の体格に合わせたテーブルや椅子の高さ、皿の位置の変更、手を添える等、意欲的に食べられる配慮をしています。離乳食は給食家庭連絡表をもとに家庭で食べた食材を確認、保護者と形状や量を相談し提供をするようにし、調理員は年齢に合わせた食器や食具の使用にも配慮しています。苦手な食材は無理に勧めず、声をかけたり、大きさや形を変え、量を減らす等、興味を持って口に出来るようにしています。野菜の栽培収穫、クッキングの実施、絵本やパネルシアター等、食に興味関心が持てるように、毎月ほいく課管理栄養士も来園し食育計画に沿って「わくわくたべもの集会」を実施しています。食育に取り組むチームを構成し、給食のサンプル掲示、子どもが育てた栽培物の持ち帰り、レシピ紹介、食育のコメント掲示を通して保護者も食への関心が持てるようにしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 離乳食と幼児食の献立を立て、発達状況を加味した内容となっています。離乳食の提供では、食材の大きさや固さ家庭での進み具合を確認しながら、担任と調理員と連携し安全に提供が出来るよう努めています。個別配慮が必要な児童も、喫食状況や体重管理をしながら、咀嚼しやすい食形態の工夫等をしています。また、日々検食簿、日誌等に記録、毎月園内給食会議を行い、より食べやすい工夫に努めています。また調理員やほいく課管理栄養士は、保育室を巡回し子どもと直接やり取りし、配慮を確認する事が出来ています。公立4園給食会議では、献立を立てるほいく課管理栄養士と共有し、献立や調理方法に反映しています。また廊下から調理室が見える為、調理員とのやり取りが出来る環境にあります。「調理業務マニュアル」に沿った衛生管理を行っており、ほいく課管理栄養士が調理室に入ったり、保健所の立ち入り・助言を得て、安全な給食提供に努めています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0～2歳児は連絡帳を通して、食事や睡眠、活動の様子を保護者と共有しています。送迎時には、園での生活の様子や成長過程について情報交換をしています。保育について理解が得られるよう、年度当初の懇談会で説明をしています。ドキュメンテーションを廊下に掲示し、写真や保育士のコメントで保育のねらいや意図に沿った活動の様子が伝わるように努めています。クラスだよりでは、活動や取組の過程、意図を伝える事を意識して作成しています。面談ではシートを活用し、事前に保護者の意向を把握し子どもの発達状況を共有出来るようにしています。みどりのフェスタでは、取組の過程を伝え個々の成長を見てもらう機会とし設けています。年間いつでも保護者が保育参加できるように配慮しています。全ての情報は児童票に記録し、全職員と共有しながら園全体で保護者と連携を図れるように努めています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> クラス担任以外の保育士からも積極的に声をかけ、園全体で子どもの育ちを見ている事が伝わるように保護者との関わりを図っています。担任以外でも保護者の話を聞く事の出来る体制を整え、必要に応じ他機関との連携も図りながらサポート体制を取っています。ご意見箱を設置したり、年度末には保護者アンケートを実施し、保護者の思いや意見を把握し、次年度の保育に活かし改善に努めています。個別面談、保育参加も随時受け付け、ニーズに合わせた対応が出来るように配慮しています。地域の子育て支援にも力を入れ、子育て支援の場に誘ったり一時預かりで受入れをしながら、安心して子育てが出来る支援を行っています。保護者面談、相談時には児童票に記録を残し、地域の保護者からの相談も子育て支援記録として残しています。また一人に対応するのではなく、必要に応じて園長や副園長も同席する等し組織として適切なサポート体制を心掛けています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 朝の視診、着替えや沐浴・シャワー時に顔色や表情、身体の状態を観察、身体計測では体重管理、家庭での養育状況の把握に努めています。朝に欠席の連絡がない場合には、10時を目安に連絡し安否確認をしています。入園時には虐待防止に向けた通報義務等の周知啓蒙をしています。虐待が疑われる場合には、写真撮影をし、大和市すくすく子育て課や児童相談所等の機関と協議しながら、子どもの行動や状態、保護者の様子を園全体で周知・観察・把握に努めサポート体制を組んでいます。「虐待対応マニュアル」「人権養護のためのセルフチェックリスト」により保育士自身の言動の振り返り、根拠法令を理解するように努めています。要保護児童対策協議会の一環として、大和市の地区会議に子育て支援担当職員が出席し、情報共有を行っています。保育園の地域育児センター事業の一環とし、地域の子育て支援関係者との情報交換の場を開催、地域全体での虐待未然把握・防止に努めています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
保育士の自己評価を前期・後期で実施、人事評価では前期・後期で目標を立て副園長と面接し、振り返りを行っています。面談する機会を得て課題に気づき、役割は何かを見つめ今後の目標設定に繋がっています。チーム、役割別等それぞれに連携を図り自己評価を行う事で、園の運営に関わる一員として課題や目標を持てるようにしています。向上したい点を勉強会の内容とし、語り合いを通し互いの保育観を尊重、協力し合える職員関係の構築に重きを置いています。語り合いの風土が、学びや気づきに繋がり園全体で資質向上に取り組む雰囲気が出来始めています。研修報告を通し知識の向上を図り、各講演会等勉強の機会を設け自己啓発に努めています。第三者評価の機会を活かし、外部の評価により客観的に保育を振り返り、保育の質を高めるための機会としています。保育士の自己評価に加え、年度末に実施する保護者アンケートから総合的に園の自己評価を行っています。	